平成２５年（フ）第５３号
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前四丁目１番地92
債務者　佐名　千穂
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８８号
千葉県野田市木野崎1758番地の158
債務者　皆川ゆみ子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟206号
債務者　廣瀬　和則
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟206号
債務者　廣瀬　浩美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２０号
千葉県野田市東宝珠花357番地１　サクラ中央103
債務者　露木千代美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４４号
千葉県松戸市六実１丁目23番地の14
債務者　宮内　初子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５０号
千葉県流山市西初石３―12―９　菅根ビル306、住民票上の住所千葉県流山市西初石４丁目117番地の12
債務者　鈴木　悠一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県洲本市五色町上堺84番地１　302号、前住所兵庫県川西市大和東５丁目52番地の11
債務者　瓜生島三郎
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４３９号
和歌山市栄谷271番地
債務者　新出　隆一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
和歌山市毛革屋丁15　ル・シャトーセレモニ２―Ｃ、住民票上の住所和歌山市鳴神1110番地　サニーライツ203
債務者　森山　昌一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
和歌山市有家180番地の10
債務者　宮本　幸典
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
和歌山県海草郡紀美野町小畑570番地１　小畑団地１号棟４階22号室
債務者　出口　比沙
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
和歌山県岩出市西野353番地の４　503号
債務者　井上　綾香
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７３号
和歌山市西庄85番地の７
債務者　西　　由紀
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
和歌山市畑屋敷端ノ丁24番地
債務者　金山愛子こと　金　　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
山口県下松市大字河内578番地１、前住所山口県光市和田町11番５号
債務者　阿武翔一郎
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２１号
山口県周南市瀬戸見町１番11―907号
債務者　石田　純子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部